

紋別市6次産業化チャレンジ事業補助金交付要綱

平成24年3月27日

産業部長 決裁

改正 平成26年8月1日

(目的)

第1条 この要綱は、紋別市の農林水産業の6次産業化を推進し、農林水産資源の高付加価値化を促進するとともに、農林水産業の振興、及び紋別市経済の活性化を図ることを目的として、本市の農林漁業者が生産、採取又は水揚げした農林水産物を、農林漁業者が自ら、又は農林漁業者と委託加工契約を締結する加工業者が加工し、農林漁業者が自ら、又は農林漁業者と委託販売契約を締結する販売業者が販売しようとする場合の当該農林水産物の加工及び販売のための条件整備に係る経費の一部を補助することについて、紋別市補助金等交付規則(平成9年規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、紋別市内の1次産業業者が自ら、又は2次産業と連携して新商品開発等に取り組む事業で、国、他の地方公共団体等から補助を受けていない事業とし、一事業一回の事業採択とする。

- 2 委託加工契約を締結する場合は、商品名等に農林漁業者の情報を掲載しなければならない。
- 3 委託加工契約を締結する場合は、商品の販売は農林漁業者が自ら販売するものとする。
- 4 農林漁業者が自ら加工した商品について、農林漁業者が自ら販売する場合の他、農林漁業者が販売業者と委託販売契約を締結し、販売業者が商品を販売する場合についても、補助対象事業とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれかに該当する者であって、市内に住所を有し、かつ、市税の滞納がない者とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受けている又は受けることが確実で自らが加工を行う者
- (2) 農業協同組合、漁業協同組合若しくは森林組合又は市内の3戸以上の農林漁業者により構成された団体であって規約等の定めがあり自らが加工を行う者
- (3) 加工業者と委託加工契約を締結する本条第1号又は第2号に掲げる者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業者が生産等した農林水産物を紋別市内で加工するために要する経費(消費税及び地方消費税を除く)として、事業実施期間内に発生する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農林水産物の加工のために必要となる施設の整備に要する経費
- (2) 農林水産物の加工のために必要となる機械の導入に要する経費
- (3) 前2号に附帯して必要となる設備の整備に要する経費
- (4) 農林水産物を加工して製造された商品の販売のために必要となる施設の整備に要する経費

費

(5) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の合計額の3分の1以内の額とし、その上限は200万円とする。ただし、補助金の額に、1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 この要綱による補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則に定める補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 納税証明書
- (3) 委託加工契約書の写し。(委託加工契約を締結する者に限る。)
- (4) 委託販売契約書の写し。(委託販売契約を締結する者に限る。)

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該年度の末日までに、規則に定める事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業により整備した施設、機械、設備の配置等が確認できる図書
- (2) 事業の実施に係る他の関係機関が発行する許可書等の写し
- (3) その他特に市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、特に市長が必要であると認めるときは、補助金等の全額又は一部を概算で交付することができる。

(財産の管理及び処分の制限)

第9条 補助事業者は、要領に定める補助事業により取得又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の取得財産については、補助事業の完了の年の翌年から起算して「原価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間において、補助金の目的に反して他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し若しくは債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の金額又は一部を納付させることができるものとする。

(収支状況等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の年の翌年から起算して3年間、毎会計年度終了後

30日以内に、収支状況及び事業実施に伴う成果等を市長に報告し、成果にあつては情報を開示するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。